

岐阜県内で1200件以上宣言しています！

宣言から始まる、未来への一歩 「新はつらつ職場づくり宣言」

誰もが働きがいや生きがいを感じ、はつらつと働くことができる職場を目指して、労使で宣言をしてみませんか？
「新はつらつ職場づくり宣言」は、そんな労使の思いを形にするツールです。

岐阜労働局のホームページで紹介



岐阜労働局のホームページ・SNSで登録証及び宣言書の交付の様子を写真付きで紹介。ホームページのトップページに掲載されますので、企業の知名度アップが期待できます！

求人票ではつらつ職場をPR！



「求人に関する特記事項」欄に「新はつらつ職場づくり宣言」登録事業所であることを記載しPRできます。

ハローワークで積極サポート!!

たとえば、

- ・目立つ場所に求人を掲示してPR！
- ・ハローワークの説明会等に優先的に参加できる！

* ハローワークにより対応が異なります。管轄のハローワークにご確認ください。



宣言の力で 職場が変わる!!

(R4.11からR5.1の間に実施した宣言企業アンケートから)

その他 6社 (4%)

特になし
37社 27%

社内の効果（社員への好影響、労使の関係性向上）
48社 (36%)

対外的なイメージアップ
(人材確保、新規受注や受注増)
44社 (33%)

▶ 手続きは簡単です！

1

宣言を作成

労使で検討。
取り組む内容を決定し、
宣言書を作成します。

2

送る

登録申請書・宣言書を
メールで送るだけ！

hatsuratsu@
aurora.ocn.ne.jp



3

受け取る

額入りの登録証、宣言書
が授与されます。

掲げる!!



新はつらつ職場づくり取組好事例集

岐阜労働局では、「新はつらつ職場づくり宣言」を登録して、働き方改革に取り組み、成果を上げている事業所の好事例を取りまとめた『新はつらつ職場づくり取組好事例集』を作成しています。

働き方改革に取り組む事業所の方への参考となるよう、冊子として発行し、岐阜労働局ホームページにも掲載しています。



新はつらつ職場づくり宣言は、リニューアルできます！

条件 1 前回の宣言（登録日）から3年以上経過している

条件 2 宣言の内容を見直す

- ・宣言項目を別内容と入れ替える
- ・宣言の内容（水準等）を変更する
- ・宣言項目を追加する

カスハラ対策、治療と仕事の両立、柔軟な働き方など時代に合わせて、再宣言してみませんか？

登録証・宣言書は、新しい「額」で進呈します！



専門家がサポートします！まずはお電話ください！

ぎふ働き方改革推進支援センター **FREE** 0120-226-311

宣言の検討は、センターに登録する社会保険労務士などの専門家がお手伝いします！

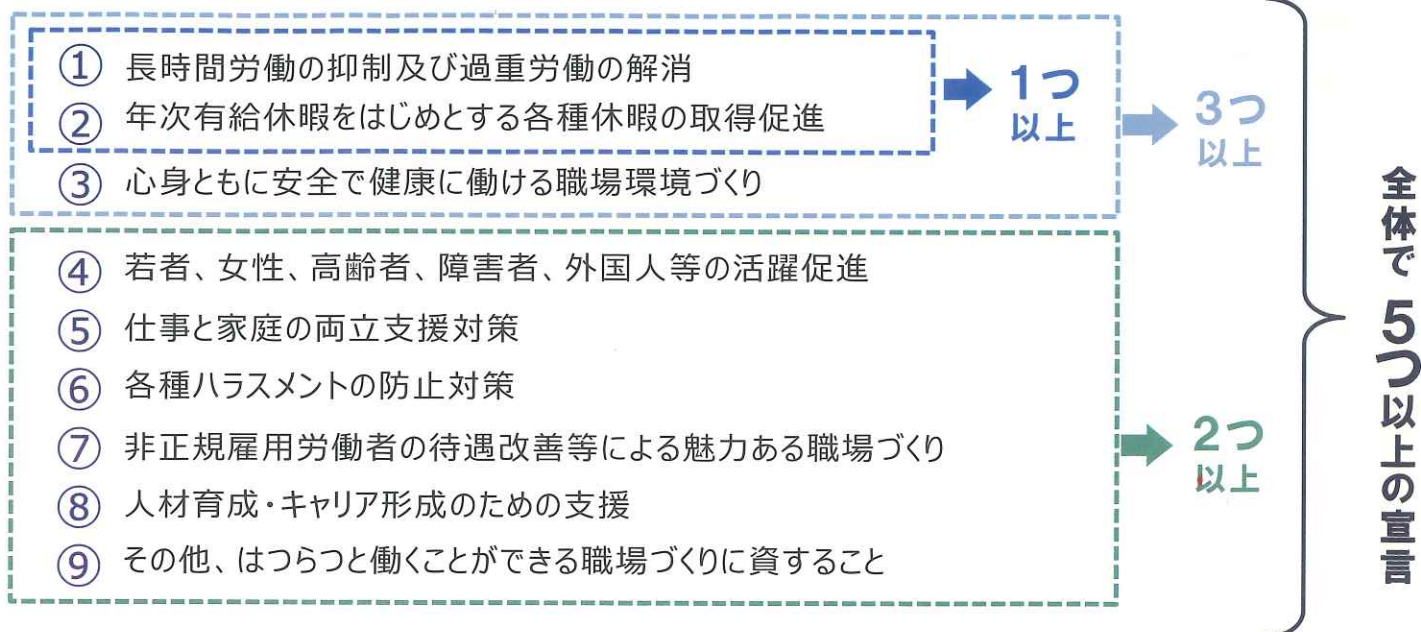
相談は無料で、個別の企業訪問も対応しています。

ぜひお気軽にご相談ください。



▶ 宣言の要件

宣言は、以下の重点項目①から⑨の中から、記載された数以上の宣言をすることが必要です。



宣言書例

新はつらつ職場づくり宣言

宣 言 書 (記載例)

私たち、〇〇株式会社と〇〇株式会社労働組合(または従業員代表△△△△)は、労使が協力し、健康で快適な魅力ある職場づくりを目指し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを宣言します。

宣言文	重点項目番号
1 時間外労働を削減し、社員のワーク・ライフ・バランスの実現を可能にする多様な働き方づくりに努めます。	① ⑤
2 計画的な年次有給休暇の取得のために、年次有給休暇の残日数を給与明細で本人に通知します。	②
3 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組めます。	③
4 性別、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、能力を発揮することができる職場づくりに努めます。	④
5 カスタマーハラスメントに対する方針を作成し、社内外に明示します。	⑥
6 治療しながら働ける職場づくりを進めます。	⑨

※重点項目①～⑨のいずれかを記入

令和 〇年 〇月 〇日

労働者代表 〇〇株式会社 労働組合 委員長 △△ △△
(または従業員代表 △△ △△)

使用者代表 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

左の宣言書例は、上の①から⑨を盛り込んだ例です。

宣言文は

- ・「独自で作成」
- ・「文例から選択」

のいずれでもOK

宣言文例は、岐阜労働局のホームページからダウンロードできます。

宣言書例、登録申請書もダウンロードできます。



登録されると、下のように入力の登録証、宣言書が授与されます。



・下記「登録申請書」に必要事項を記載のうえ、「宣言書」を添付し、「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」あてメール（hatsuratsu@aurora.ocn.ne.jp）をお願いします。

・登録申請書様式・宣言書様式は、岐阜労働局のホームページからダウンロードできます。



新はつらつ職場づくり宣言 登録申請書

1 事業場情報

事業場名	ふりがな			本・支社の区分	本社・本社以外
代表者	役職		氏名	ふりがな	
所在地	〒 -				
業 種			全労働者数	名	
宣言年月日	年 月 日 （「宣言書」の日付と同一）				
連絡先	所属・役職		氏名	ふりがな	
	電 話				
	メールアドレス				

当事業場では、下記登録条件を確認のうえ、別添「新はつらつ職場づくり宣言 宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり宣言を行いましたので、その登録を申請します。

令和 年 月 日

【登録条件】

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 労使双方が宣言内容に賛同し、双方の代表者が記名した「宣言書」（重点項目番号を記入）を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 事業場の情報（名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日）及び「宣言書」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が確認された場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページへの掲載を取りやめる場合があること。

2 労使合意の確認

- ☐ 本申請は、使用者および労働者代表の双方が「新はつらつ職場づくり宣言 宣言書」の内容を確認し、合意の上で提出しています。

3 宣言書における労働者代表氏名の岐阜労働局ホームページ掲載について

- ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。